令和４年１月作成

町村制の「大正１５年改正(普通選挙制の導入)」及び「大正１０年改正(公民権の

拡張)」について

記述編Ⅰの235ページ以降に、町村制の大正１５年改正(普通選挙制の導入)に関する記述があり、その中で、町村制の条文がどのように変わったのかについて触れられていることから、改正前の条文を確認しておく。

　町村制第６条・・・「町村の住民及びその権利義務」についての規定

　　　町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

　　２　町村**住民ハ**本法ニ從ヒ町村財産及營造物ヲ共用スル権利ヲ有シ町村負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

　町村制第７条・・・「町村の公民及びその資格要件」についての規定

　　　町村**住民ニシテ**左ノ要件ヲ具備スル者ハ町村**公民トス**　但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後２年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及６年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

　　　一　帝國臣民タル**男子**ニシテ年齢２５年以上ノ者

　　　二　獨立ノ生計ヲ營ム者

　　　三　２年以来其ノ町村住民タル者

　　　四　２年以来其ノ町村ノ直接町村税ヲ納ムル者

　　２～５　略

　町村制第８条・・・「町村公民の権利義務」についての規定

　　　町村**公民ハ**町村ノ選擧ニ参與シ町村ノ名譽職ニ選擧セラルル権利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

　　２　左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辞シ又ハ其ノ職ヲ辞ソ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ町村ハ１年以上４年以下其ノ町村公民権ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ町村税ノ１０分ノ１以上４分ノ１以下ヲ増課スルコトヲ得

　　　　一～六　略

　　３～５　略

　町村制第９条・・・「町村公民権の喪失及び停止」についての規定

　　　町村**公民**第７條第１項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民権ヲ失フ

　　２　町村**公民**租税滞納處分中ハ其ノ公民権ヲ停止ス 家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ６年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

３　略

　町村制第１２条・・・「選挙権」についての規定

　　　町村**公民ハ**總テ選擧権ヲ有ス 但シ公民権停止中ノ者又ハ第９條第３項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

　　２～１３　略

　町村制第１３条・・・「等級選挙」についての規定

　　　町村ハ町村條例ヲ以テ選擧人ヲ分チテ二級ト爲スコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ市制ノ例ニ依ル

　　※補足…大正１０年改正により、市制については三級選挙制から二級選挙制になり、町村制については等級選挙を廃止し（＝平等選挙を原則とし）、大町村の場合の特例として、町村条例で選挙人を分けて二級として、市制の例によって選挙を行うことができた。

　町村制第１５条・・・「被選挙権」についての規定

　　　選擧権ヲ有スル町村**公民ハ**被選擧権ヲ有ス

　　２～７　略

　なお、町村制（の条文）が大正１５年改正によって「普通選挙制」になったのは、その前年(大正１４年)に衆議院議員選挙法が改正されて普通選挙制が導入されたことの影響を受けたのだろうと推測されるが、町村制における「公民権の拡張」自体は、それより前の大正

１０年改正においても実施されており、重要な出来事であったと思われるため、まずはそれについて記述編Ⅰから抜粋しておく。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

　相模原市議会史　記述編Ⅰ　231ページ～

大正１０年改正と郡制廃止

大正１０年改正の背景とねらい

　改正市制・町村制の施行以後、第一次世界大戦を経て、初の改正が行われた大正１０年までの間に、わが国の政治・経済・社会情勢は大きく変わり、なかんずく大正デモクラシーの進展は、選挙に参与する公民の範囲の拡大を不可避とするとともに、市町村の自治権拡充への要請を強めた。その結果、制定後１２年目にしてその内容を大きく変えざるをえなくなり、しかも、このあと大正１５年、昭和４年と自治権拡充の方向での市制と町村制の改正が行われるとともに、町村への強力な監督機関として機能してきた自治体としての郡が大正１２年に廃止されて国家の下部機構に代えられ、１５年には郡長と郡役所の廃止へと進んだのであった。

公民権の拡大

　改正の最大の焦点は公民権の拡大である（第７条）。ここでは、地租もしくは直接国税年額二円以上の要件が削除され、代わって、直接町村税を納める者となり、公民の数がある程度各町村とも増加した。

　つぎに、公民権停止の要件を緩和して、この面でも若干の公民が増えることになった。第９条第２項中「禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ」とあったのを「六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ」と改め、刑の宣告を受けても確定しない者は停止されないことにした。

　一方、公民でない多額納税者と法人に与えられていた選挙権（第１２条第２～第５項）は全部削除された。

等級選挙廃止

　町村会選挙を二級に分かつ等級選挙制（第１３条）が廃止され、条例で存置できる例外だけは認めた。ただし、市会はこの時点では三級を二級に変えて存置したが１５年改正で廃止される。ともあれ、この廃止により富裕層に著しく厚い不平等選挙の根源は絶たれた。提案者の説明では、一部の集団の「自治政壟断」、富裕層の負担増を嫌っての公共的新事業の妨害、階級観念の助長などの弊害が指摘されていた。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大正１０年に「公民権の拡張」が行われたのはなぜか（当時、どのような背景だったのか）については、上述（記述編Ⅰ p231）のとおり“大正デモクラシーの進展”であるが、もう少し詳しく知るために、ここでは、当時の帝国議会の速記録から国務大臣の発言を抜粋しておく。（帝国議会の会議録は、国立国会図書館ホームページの「日本法令索引」で検索できる）

　第４４回帝国議会　貴族院議事速記録第２１号　大正１０年３月１６日

　市制中改正法律案外２件　第一讀會　（抜粋）

　○国務大臣(床次竹二郎君)

　　　市制町村制中改正法律案ニ付テ説明ヲ申上ゲマス、時勢ノ進運ニ伴ヒマシテ自治ノ發達ヲ促進イタシマスル爲ニ、地方制度ノ改正ヲ必要ナリト認メマシテ、先ヅ地方制度ノ基礎タル市制町村制中改正法律案ヲ提出イタシマシタ次第デゴザイマス、今囘ノ市制町村制中改正法律案ノ眼目ハ四點デゴザイマス、第一ハ公民權ノ擴張、第二ハ等級選擧制ノ改正、第三ハ選擧ニ關スル規定改正、第四ハ市制町村制施行區域ノ擴張デゴザイマス、第一ノ公民權擴張ノコトニ付テ先ヅ申上ゲマスルガ、地方自治ノ發達ヲ期シマスルニハ、自治體住民ノ成ベク多數ヲシテ其行政ニ參與セシムルコトガ必要ナリト云フコトハ、茲ニ申上ゲルマデモゴザイマセヌ、然ニ現在ノ公民權ハ市制町村制制定以來既ニ三十餘年ヲ經過イタシマシテ、其間國民一般ノ智能ハ著シク向上イタシテ居リマスルニモ拘ハラズ、未タ一囘モ擴張セラレタコトハゴザイマセヌ、市制町村制施行當初ニ於キマシテハ、公民ノ數ハ人口千人ニ對シテ百三人ノ割合デゴザイマシタ、今日ニ於キマシテハ是ガ八十六人ニ減少イタシテ居リマス、右様ナ次第デゴザイマスルノデ、今日公民權ヲ相當ニ擴張イタシマスルコトハ、國民文化ノ進歩ニ伴ヒマシテ當然ノコトデアルト申シテ差支ナカラウト思ヒマスル、唯公民權ノ擴張ヲ如何ナル程度ニ致スベキカト云フコトニ付テハ、愼重ニ考慮ヲ致サナケレバナラナイト考ヘマス、今日ノ状況デ私共ハ此ノ公民權ノ付與ヲ致シマスニハ、市町村ノ負擔ヲ分任スルト云フコトヲ基ト致シマシテ定ムルコトガ、最モ適當デアラウカト認メタノデゴザイマス、御承知ノ如ク唯今ノ所デハ、直接市町村制ニ認ムル國税ノ納税要件ヲ以テ致シテ居ルノデアリマスガ、今日文化ノ進ンダ所ヨリ申シマスレバ、國税ノ要件ハ撤廢イタシマシテ差支ナカラウト思フノデス、苟モ市町村ノ費用ヲ分任スルモノデアリマシタナラバ、以テ市町村行政ニ參與スルモ差支ナカラウト考ヘマシタ次第デアリマス、依テ直接市町村税ヲ納ムル人ハ公民權者トシ、其税ヲモ納メザル人々ハ公民權ヲ與ヘナイト云フ斯ウ云フコトニ定メタノデゴザイマスガ、其結果ハ如何ナルコトニ相成ルカト申シマスルト、現在公民數ハ五百萬デゴザイマス、然ニ此度ノ改正ニ依リマスルト、是ハ七百五十二萬ト相成リマス、即チ増加イタシマスルコト二百五十萬デゴザイマシテ、其増加ノ歩合ハ五割ニ當ルノデアリマス、（以下略）

　ここで、「直接市町村税ヲ納ムル人ハ公民權者トシ」とあるが、“直接市町村税”が何を指すのかについては、次のような説明を見つけることができる。

　第４４回帝国議会　衆議院　大正１０年３月１０日

　府県制中改正法律案外８件委員会議録　第２回　（抜粋）

　○野副重一君

　　　直接ノ市税若クハ町村税ヲ納ムルト云フコトガ公民權ノ資格トシテ數ヘテアルノデアリマス、内務大臣ノ説明ニ依リマスレバ、此直接ノ市税町村税ト云フモノハ如何ナルモノデアルカト云フ事ニ就テハ、他ノ法規ニ依リマシテ一律ニ之ヲ定メルト云フコトノ御説明ガアッタノデアリマス、政府ハ如何ナルモノヲ以テ直接ノ市税若クハ町村税トナサルル趣旨デアルノデアルカ、是モ此法ノ解釋上又此條ノ議論上ニ於テ非常ニ影響ガアルノデアル思ヒマスカラシテ、ソレヲ聴キタイノデアリマス、（以下略）

　○小橋政府委員

　　　直接市町村税ハドウシテ定メルカ、或ハ一定ノ法規其他ノ命令デ定メルカ、ドウカト云フ御尋ネデアッタガ、何ガ直接市税デアルカ、何ガ間接税デアルカト云フ事ハ、是ハ學術上ノ觀念ニモ自カラ解釋ガアリマスガ、此市町村ニ於ケル直接税ハ内務大藏兩大臣ニ於テ之ヲ指定シテ行クノデアリマシテ、間接税ハ其直接本人ノ負擔ニ屬シナイ性質ノ、所謂内務大藏兩大臣ニ於テ指定セラレナイモノヲ間接税トシテ行ク、ソレデ各村々ノ申請ニ依ッテ、市町村税ヲ直接税トシテ内務大藏兩大臣ガ指定シテ之ヲ定メル事ニナッテ居リマス、（以下略）

　なお、「直接税ハ内務大藏兩大臣ニ於テ之ヲ指定シテ行ク」ことについて、具体的な指定の内容については見つけることができなかったが、別の文献によると、明治２１年の内務大蔵省告示として次のものが存在していたようであり、参考になると思われる。

　郡市町村吏員収税実務要書 荻野千之助 編　明治27年　131頁

　○明治二十一年七月十三日　内務大藏省告示第九十五號

　　本年法律第一號市制第百三十一條町村制第百三十六條直接税間接税ノ類別ハ左ノ諸税ヲ以テ直接税トシ其他ハ間接税トス 但府縣區町村ニ於テ特ニ徴収スルモノハ府縣知事ノ稟申ヲ以テ之ヲ定メ其直接トスヘキモノハ府縣知事ヲシテ管内ニ告示セシム

　國税　　　　地租　所得税

　地方税　　　地租割　戸數割　家屋税　營業税　雑種税

　區町村費　　地價割　段別割　戸數割　家屋割　營業割

　地方税の中の「戸數割」については、相模原市議会史の年表編（町制以前）においてもよく出てくる単語であり、また、似たような言葉に「戸別割」というものもある。普通選挙制の話からは少し離れてしまうが、これらの内容についてもここで確認しておく。

　地方税制講話 田中廣太郎　昭和2年　良書普及會　43頁～49頁 の抜粋

　　戸數割なる名稱の地方税が初めて一般的に施行せられたのは現行府縣制、市制、町村制よりも以前遠く明治十一年であります。之より先地方には民費及雑税といふものがありました。（中略）雑税は明治八年に廢止せられたが、其の中府縣限り収税を許されたものは例外として存續し明治八年の税制改正の際之と賦金とを合わせて府縣税と稱することになりました。

　　此の府縣税が明治十一年に地方税規則の制定に依り民費中の管區割、區割と併せて地方税といふ名を蒙らされることになりました。而して當時町村は地方税を賦課せず協議費を以て其の諸費を支辨すべしといふことになってゐました。

　　此の明治十一年に制定せられたる地方税規則は當時の雑然たる地方税を統一した基本法であつたのであつて、之に依り雑税及民費は廢止せられ地方税は即ち地租割、營業税及雑種税竝戸數割とせられました。今では戸數割といへば知らぬ人もないのであるが、當時に於ては既に地方に依つては同一内容の税種が行はれてゐる所もあつたやうであるけれども廣く全國的の税としては全く新税であつた爲め、地方税規則が地方官會議の議を經て元老院會議の審査に付せられるや其の創設に反對する議論もあり、殊に其の賦課に付き制限の規定なく又賦課方法に關しても各府縣會の議定に一任してゐるので貧富同課の患があるといふ非難もあつたけれど、當時の地方財政の實状は此の新税の設定を止むなからしめ竟に明治十一年太政官布告として公布を見たのでありました。（中略）明治十三年地方税規則は全部改正を行つたけれど、戸數割に關しては何等新に規定を修補することなく大正の御代に至りました。大正十年市制、町村制に大改正が加へられ町村に於ては其の等級選擧制度が廢止せられたので、従来の如き法令上課税標準の明定してゐない戸數割の如きは将来町村自治紛争の因となる虞があるといふので遽に議が進捗し、同年十月府縣税戸數割規則といふ勅令が公布せられ數十年間の懸案も玆に解決を告げたのであるが、更に此の度の地方税制整理に於ては府縣税としては之を廢止し市町村税として創設することとなり一大變革が行はれたのであります。

　（中略）

　　戸數割は如何なる性質の税であるかと考へるに

　（１）戸數割は一種の人頭税であります。

　　　凡そ府縣内に居住し府縣の構成分子たるものは特別の事情ある者即ち戸數割負擔の資力なき者を除くの外戸數割の負擔を分任するのであるが、唯各個人は個別的に負擔を受けないで戸の經營者が同じ家根の下に住む人の分を包括して之に代り負擔を荷ふ仕組になつてゐます。（以下略）

　（２）戸數割は人税であります。

　　　（中略）資産等を客體とする物税ではありませむ。

　（３）戸數割は資力税であります。

　　　戸數割は納税義務者及之と一體となつて戸を成してゐる者の資力總體を課税標準としてゐる税であつて、収益税でもなく又所得税でもありませむ。（以下略）

　（４）戸數割は補完税であります。

　　　（中略）地方團體は各人が生くる爲其の福利を増進するが爲め組成せる團體であるから、此の團體が各方面の税源に所要の収入を索めて尚足らなかつた場合には其の構成分子たる各人は其の分に應じ齊しく犠牲を提供し之を協同擁立して行かねばならないものであつて、而して此の社會連帯的觀念に根蔕を持つて各人に出捐を要求する形式として存在してゐるのが戸數割と稱する税であることは戸數割成立の沿革に照すも将た地方税體系上の其の地位に鑑みるも之を肯定しなければならないと思ひます。

　　　それ故に戸數割は地方税としての所要収入を補足するの作用を爲す意義に於て謂ふ所の補完税であります。

　　同112頁

　　　戸別割とは家屋税施行地に於て家屋税を賦課し得ざる官公舎等に住居せる者に對し負擔均衡の保持上賦課する家屋税の補完税であります。

　ちなみに、大正１０年当時における「普通選挙実施（衆議院議員選挙法の改正）」の動きとしては、大正８年第４１議会において納税額十圓が三圓に改正されてから、第４２議会（大正９年）、４３議会（大正９年）、第４４議会（大正１０年）と連続して普通選挙法案が否決される状態であった。「普選早わかり 朝日新聞社 大正14年 46頁」によれば、このときの原敬首相の普通選挙法案への反対の説明は次のものだったとのことである。

本問題に関して、意見を繰返すのは無意味である。第四十一議会に政府が現行法（注：衆議院議員選挙法）を提出したときはどうであったか。何れの党派もまた一人の反対なく、越えて四十二議会において、普選案の提出をみたが、法を改めて僅かに一年、忽ちこれを再改するの非なるによって、議会は遂に解散に了った。二十歳とか二十五歳とか云うは、畢竟程度の問題である。また三圓の納税なくとも他の義務を負担するものには参政権を与えよといわば、何が故に婦人にも参政権を与えざるか。一体程度論を以て選挙権を論ずるは当たらず。吾々は選挙権拡張大いに賛成である。故に十五圓を十圓に、十圓を三圓に低下したのである。国情を察して、果して必要なりとすれば、更に選挙権の拡張大いに可なり。然りと雖も現状では国民の多数は普通選挙に賛成していない。故に予はここに反対の意見を表示するものである。

以上、前置きが長くなったが、以下に記述編Ⅰにおける大正１５年改正の内容に関する記述を抜粋する。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

　相模原市議会史　記述編Ⅰ　235ページ～

大正１５年改正（町村制の改正）

普選実施と町村制改正

　大正１５年の改正町村制の改正は、それがその前年の普選の実施（注：大正１４年の衆議院議員選挙法の改正）を受けたものであると同時に、普選を成立させた風潮を反映した大幅な自治権拡充の内容をも盛り込んでいたという二重の意味で画期的なものであった。前者では、町村会の選挙権・被選挙権の要件中から納税資格と財産資格とを撤廃し、後者では町村会等の自治権拡充とともに監督官庁の監督権の緩和も図られた。そして、またこの改正は、市制や府県制の改正と軌を一にし、同時に郡長廃止とも時期を同じくするものであった（町村制改正は６月２４日公布）。

選挙権・被選挙権の拡張

　公民の要件の改正は、第七条第一項を全文改め、納税資格としての「二年以来其ノ町村ノ直接町村税ヲ納ムル者」と、財産資格としての「独立ノ生計ヲ営ム者」の二要件を削除した。ただし、欠格事由として、従来の禁治産者・準禁治産者、六年の懲役・禁錮以上の刑に処せられた者のほか、従来「公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ経サル者」としたのを「貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」と変え、さらに「破産者ニシテ復権ヲ得サル者」、「一定ノ住居ヲ有セサル者」、特定の犯罪で「六年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ期間ノ二倍ニ相当スル期間ヲ経過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短カキトキハ五年トス」、「六年未満ノ禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ前号（上述特定犯罪）ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者」を加えた。

　これらの改正についてはそれぞれ少し詳しく説明しておく必要があろう。まず、納税資格・財産資格の撤廃にともない、本条の家督相続による納税承継規定削除、第九条第二項の「租税滞納処分中」の停止が廃止、第八条第二項の名誉職担任義務違背の制裁中市町村税増課部分も廃止となった。また、「独立ノ生計ヲ営ム者」の削除とともにいま挙げた削除や廃止は経済的能力と政治的能力とは別個の解釈に立っていたが、前者自体はその解釈をめぐる疑義が絶えなかったことにもよる。また、滞納処分中の者の停止廃止は、これを存置すると納税者の方が加重の要件を課せられるためとされたが、のちに昭和１０年改正で名誉職吏員の滞納者が多くなったとしてその就任を認めないという形で復活する。

　つぎに、従来公民権喪失（第七条）と停止（第九条）とを区別して規定していたのを本改正は第七条に一本化し、停止は名誉職担任義務違背（第八条）だけにとどめた。そして、第九条は町村公務に参与できない軍人についての規定だけにした。この一本化は、喪失も停止も実質上異なるところがないのに区別しておくと法規運用上「錯綜」を来すからと説明された。

　従来の規定を変更した貧困者については、二年という制限は消えたが逆に私的扶助、これは個人、法人、私設団体から生活の資を受けることとされたが、その扶助にまで範囲を拡大した。また、新たに追加された破産者の要件は大正11年の破産法が従来の停止要件であった「家資分散」と破産の区別を廃止し、商人、非商人の区別なく広く法人を含む私人に対して破産宣告をさしうるようにしたことにともなう改正であった。つぎの住居不定は財産資格の一種とも考えられるが、社寺その他に露泊したり「所々ヲ彷徨徘徊スル乞食、浮浪人」などで、社会生活を正常に営んでおらず、町村との関係もあいまい、郷土的愛着の観念がなく自治行政に参与させるのは不適当とされた。特定の犯罪とは、条文では刑法の関係章の数字が挙がっているだけだが、皇室、外患、放火失火、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、印章偽造、偽証、誣告、瀆職、窃盗強盗、詐欺恐喝、横領、贓物の犯罪であり、治安対策上の犯罪を破廉恥罪と同列に並べているところに普選と治安維持法をセットにして制定した政府の意図がうかがえよう。このほか軍人に対して若干の改正があったが省略する。

　ともあれ、こうして拡張された公民が選挙権者となったが、一方、被選挙権の方は、公民が被選挙権を持つ（第１５条第１項）ことから、やはり範囲が拡大された。また、絶対的欠格事由も「在職ノ検事、警察官吏及収税官吏」（第１５条第２項）と「選挙ニ関スル犯罪に依リ罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ」（第３５条第1項第４号）だけとなり、別に相対的欠格事由として、「選挙事務ニ関係アル官吏及町村ノ有給官吏」はその関係区域内では被選挙権を持たず（第１５条第3項）、また択一的事由として、「町村ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ町村会議員」と兼職できず（同第4項）、町村に対し請負関係にある者もその請負をやめ、もしくは請負関係にある法人の前述の役職を離れなければその当選に応じられないとした（第２９条第５項）。だが、一方、従来絶対的欠格事由とされた「神官神職僧侶其ノ他宗教師」（第１５条第１項）は削除され、また父子兄弟たる縁故ある者は同時に町村会議員たりえず（同第５項）、町村長、助役と父子兄弟たる縁故ある者は町村会議員たりえず（同７項）の規定もどちらも削除となった。

町村会の選挙

　町村会の選挙に関する規定も数か所改められた。第一に、（中略）。第二に、等級選挙は普選と相いれず、条例による特例も削除された（第１３条）。第三に、（中略）。第四に、（中略）。第五に、（中略）。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

　なお、第一回普選の総選挙（第16回衆議院議員総選挙）は昭和３年２月、自治体による普通選挙は昭和４年４月の次期開始時となったが、麻溝では他村（＝相原、大野、大沢、溝、田名、新磯）に先がけ、昭和３年１月１７日に普選による村会議員総選挙が執行されたとのことである。（市議会史　記述編Ⅰ　360ページ、383ページ）